

令和4年第4回

瑞浪市議会定例会議案

令和4年11月28日

目 次

議第 5 2 号	瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について……………	1
議第 5 3 号	瑞浪市個人情報保護審査会条例の制定について……………	7
議第 5 4 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に ついて……………	1 2
議第 5 5 号	瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	2 4
議第 5 6 号	瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の 制定について……………	2 6
議第 5 7 号	瑞浪市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について……………	5 2
議第 5 8 号	瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	5 4
議第 5 9 号	指定管理者の指定について……………	5 5
議第 6 0 号	指定管理者の指定について……………	5 6
議第 6 1 号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに 伴う規約の変更について……………	5 7
議第 6 2 号	土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合規約の変更について……………	5 8
議第 6 3 号	土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合の解散について……………	5 9
議第 6 4 号	土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合の解散に伴う財産処分につ いて……………	6 0
議第 6 5 号	東濃中部病院事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う 規約の変更について……………	6 1
議第 6 6 号	東濃 5 市消防通信指令事務協議会の設置について……………	6 2
議第 6 7 号	令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 9 号）……………	6 6
議第 6 8 号	令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	6 8
議第 6 9 号	令和 4 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）…	8 2
議第 7 0 号	令和 4 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	8 4
議第 7 1 号	令和 4 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	8 7
議第 7 2 号	令和 4 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	9 0
議第 7 3 号	令和 4 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	9 2

議第52号

瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、瑞浪市が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の規定に基づき個人情報を取り扱うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取

扱事務登録簿」という。)を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第5条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 実施機関が開示決定等をする場合における法第84条の規定の適用については、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」

とする。

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(瑞浪市個人情報保護審査会への諮問)

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、瑞浪市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第 号）第2条に規定する瑞浪市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特

に必要であると認めるとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(瑞浪市個人情報保護条例の廃止)

第2条 瑞浪市個人情報保護条例(平成12年条例第45号)は、廃止する。

(瑞浪市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の瑞浪市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第9号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理の委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により旧実施機関から公の施設の管理を行うこととされた指定管理者の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第17条第1項若しくは第2項又は第19条の3第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示(これに係る旧条例第20条に規定する費用負担を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができる

ように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2） 第1項第2号に掲げる者

（3） 第1項第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（瑞浪市電子計算組織に関する条例の廃止）

第4条 瑞浪市電子計算組織に関する条例（昭和55年条例第19号）は、廃止する。

（瑞浪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第5条 瑞浪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改める。

第16条を次のように改める。

（個人情報の安全管理措置）

第16条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。次条において「個人情報保護法」という。）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第16条の次に次の1条を加える。

（秘密保持義務）

第16条の2 指定管理者が行う業務に従事している者又は従事していた者は、個人情報保護法第67条の規定を遵守し、その業務に関して知り

得た個人情報了他に漏らし、又は管理の業務以外に使用してはならない。
(瑞浪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この条例の施行の際現に指定管理者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者に係る前条の規定による改正前の瑞浪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議第53号

瑞浪市個人情報保護審査会条例の制定について

瑞浪市個人情報保護審査会条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条—第6条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第7条—第11条）

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第12条）

第4章 雑則（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、瑞浪市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、市に、瑞浪市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定に

よる諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

- (2) 瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第号）第10条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（合議体）

第6条 審査会は、委員の全員をもって構成する合議体で、第2条各号に掲げる事務を行う。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

（定義）

第7条 この節において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

2 この節において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

（審査会の調査権限）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(行政不服審査法の準用)

第11条 審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前4条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条の規定については法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とし、行政不服審査法第78条中交付の請求に係る部分を除く。）の定めるところによる。

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。

第4章 雑則

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の瑞浪市個人情報保護条例（平成12年条例第45号。以下「旧条例」という。）第23条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する瑞浪市個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧条例第23条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に旧条例第22条第1項又は第23条第2項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議第54号

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表一

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400

6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100

37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	

68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				

99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2（第3条関係）

行政職給料表二

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
-------	------	----	----	----	----	----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700

31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800

62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	

93	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700	
94	225, 500	261, 100	295, 700	319, 000	
95	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300	
96	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500	
97	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700	
98	226, 900	262, 200	297, 400	320, 000	
99	227, 300	262, 400	297, 900	320, 300	
100	227, 700	262, 700	298, 400	320, 500	
101	228, 100	263, 000	298, 800	320, 700	
102	228, 500	263, 200	299, 200		
103	228, 900	263, 500	299, 500		
104	229, 300	263, 800	299, 800		
105	229, 700	264, 000	300, 100		
106	230, 200	264, 200	300, 500		
107	230, 500	264, 500	300, 900		
108	230, 900	264, 700	301, 300		
109	231, 100	265, 000	301, 600		
110	231, 500	265, 300	302, 000		
111	232, 000	265, 600	302, 400		
112	232, 400	265, 800	302, 700		
113	232, 600	266, 000	302, 900		
114	233, 100	266, 300	303, 200		
115	233, 600	266, 500	303, 500		
116	234, 100	266, 700	303, 700		
117	234, 400	267, 000	303, 900		
118	234, 800	267, 300	304, 200		
119	235, 200	267, 600	304, 500		
120	235, 600	267, 900	304, 700		
121	236, 000	268, 100	304, 900		
122		268, 300	305, 200		
123		268, 600	305, 500		

	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

別表第1の1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を

「100分の57.5」に改める。

(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第6条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（瑞浪市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第19条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の

規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

- 6 第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市の規則への委任)

- 7 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第 5 5 号

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和 5 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」に改める。

第 2 条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 1 7 . 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「第 1 条改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第56号

瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定
について

瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のよう
に制定するものとする。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(瑞浪市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第24号)の一
部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第
28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第
1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第
28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次
に次の章名を加える。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「市長の承認を得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り

上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)第8条の3第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第48号)第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)

)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項

において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市の規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市の規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（瑞浪市職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 瑞浪市職員の分限に関する条例（昭和29年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職

の例外に関し規定する」を「並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を規定する」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第1条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表（瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号。以下「給与条例」という。）第3条に規定する給料表をいう。）の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第1条の3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認

められるとき。

イ 任命権者が指定する医師 2 人によって心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第 1 条の 4 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第 2 条の見出し中「免職及び休職」を「免職、休職及び降給」に改め、同条第 5 項中「降任若しくは免職及び休職」を「降任、免職、休職及び降給」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(受診命令に従う義務)

第 2 条の 2 職員は、第 1 条の 3 第 1 号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

附則に次の 3 項を加える。

3 給与条例附則第 1 8 項の規定の適用を受ける職員に対する第 1 条の 2 の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに瑞浪市職員の給与に関する条例附則第 1 8 項の規定による降給とする」とする。

4 第 2 条第 5 項の規定は、給与条例附則第 1 8 項の規定による降給の場

合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

- 5 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

（瑞浪市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 瑞浪市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和29年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間」の次に「、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

第5条第1項中「その者」を「当該職員」に、「地方公務員法第29条」を「法第29条」に改め、同条第2項及び第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 7 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条第1項第1号中「「交通機関等」」を「この項から第3項まで

において「交通機関等」に、「運賃等」を「この項から第3項までにおいて「運賃等」に改め、同項第2号中「自動車等」を「この条において「自動車等」に改め、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「運賃等相当額」を「この項及び次項において「運賃等相当額」に、「1か月当たりの運賃等相当額」を「この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「以下「新幹線鉄道等」」を「第1号及び次項において「新幹線鉄道等」」に、「以下同じ」を「第1号及び次項において同じ」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第1項」を「前項」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項」を「又は前項」に改める。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に、「割合」を「支給割合」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の3第2項中「第8条」を「第4条第3項、第4項、第5条第1項から第6項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第5条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを1

00円に切り上げるものとする。)とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 瑞浪市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第24号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 瑞浪市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

20 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第22項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市の規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第18

項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	18 7, 70 0	21 5, 20 0	25 5, 20 0	27 4, 60 0	28 9, 70 0	31 5, 10 0	35 6, 80 0

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700

(瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)

第5条 瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「条例第24号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

（3） 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する給与条例附則第18項の規定の適用については、同項中「）とする。」とあるのは、「）に、瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

（瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（瑞浪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 瑞浪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第4号中「又は」を「、又は」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- （5） 瑞浪市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(瑞浪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 瑞浪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(瑞浪市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正)

第11条 瑞浪市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例(平成31年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15年」を「20年」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

2 当分の間、第2条中「定年」とあるのは「瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第 号)による改正前の瑞浪市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第24号)第3条に規定する定年」と、「20年」とあるのは「15年」とする。

(瑞浪市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 瑞浪市職員の再任用に関する条例(平成12年条例第46号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の瑞浪市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第24号。以下「旧定年等条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。)について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合にお

いて、第1条の規定による改正後の瑞浪市職員の定年等に関する条例（以下「新定年等条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る旧定年等条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年（新定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市の規則で定める職にあっては、市の規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年等条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年（旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定

年等条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年等条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年等条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年等条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことに

より退職した者

(4) 施行日以後に新定年等条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項、附則第13条、附則第15条並びに附則第16条において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市の規則で定める組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年等条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選

考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者（新定年等条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定

する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者（当該市の規則で定める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める者）を、新定年等条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年等条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市の規則で定める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正に関する経過措置)

第12条 第4条の規定による改正後の瑞浪市職員の給与に関する条例（昭

和32年条例第19号。以下「新給与条例」という。)附則第18項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第14条(第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第8条の規定による改正後の瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号。以下「新勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第5条第1項から第6項まで、第8条、第9条、第10条及び第15条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市の規則で定める。

（瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に関する経過措置）

第14条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第17条の規定は、適用しない。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例の一部改正に関する経過措置）

第15条 第6条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第2号）第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

- 2 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年等条例第4条第2項の規定により期限を延長をすることとされている職員とみなして、第6条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の規定を適用する。

（瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に関する経過措置）

置)

第16条 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(瑞浪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に関する経過措置)

第17条 第9条の規定による改正後の瑞浪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第6号)第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

2 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年等条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第9条の規定による改正後の瑞浪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の規定を適用する。

議第 5 7 号

瑞浪市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

瑞浪市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位として行うものとする。

2 法第 2 6 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢は、6 0 歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 1 9 号）第 1 3 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 4 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するため

の措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は大学」を「、大学」に改め、「修学のため」の次に「又は60歳以上のため」を加える。

（瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

3 瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「30分」を「5分」に改める。

第3条中「同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」を「給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額」に改める。

議第58号

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「495人とし、種類は次のとおりとする」を「400人とし、その内訳は、次の各号に掲げる団員の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする」に改め、同項第1号中「450人」を「350人」に改め、同項第2号中「45人」を「50人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第59号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市民図書館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市民図書館 |
| 2 指定管理者
の名称等 | 瑞浪市稲津町小里1121番地の1
特定非営利活動法人こまどり会
理事長 安藤昇 |
| 3 指定の期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

議第60号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市自然ふれあい館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | |
|-----------------|--|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市自然ふれあい館 |
| 2 指定管理者
の名称等 | 瑞浪市釜戸町2673番地の1
釜戸町まちづくり推進協議会
会長 足立弘文 |
| 3 指定の期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

議第 6 1 号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、
東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり
変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

東濃西部広域行政事務組合規約の一部を改正する規約
東濃西部広域行政事務組合規約（昭和 4 7 年岐阜県指令地第 7 7 6 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号中「及び恵那市」を「、恵那市及び東濃中部病院事務組合」
に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第62号

土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合同規約の一部を改正する規約
土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合同規約（昭和54年岐阜県指令地第229号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（組合の解散）

第9条 組合の解散があった場合においては、東濃中部病院事務組合がその事務を承継する。

2 前項の場合において、管理者が調製した決算については、東濃中部病院事務組合の管理者においてこれを東濃中部病院事務組合の監査委員の審査に付し、その意見を付けて東濃中部病院事務組合の議会の認定に付することとする。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第63号

土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合を次のとおり解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 解散の期日

令和5年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散の理由

共同処理する事務のより一層の充実、効率化を目指して、令和5年4月1日に東濃中部病院事務組合にその事務を承継させるため、土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合を解散しようとするものである。

議第64号

土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合の解散に伴う財産処分を、次のとおり関係市と協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合を解散することに伴い、同組合の財産をすべて東濃中部病院事務組合へ帰属させるものとする。

議第 6 5 号

東濃中部病院事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、東濃中部病院事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

瑞浪市長 水 野 光 二

東濃中部病院事務組合規約の一部を改正する規約
東濃中部病院事務組合規約（令和 3 年岐阜県指令市町村第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 休日等における応急的な医療の提供に関する事務

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第66号

東濃5市消防通信指令事務協議会の設置について

多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市において共同して消防通信指令事務を管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、次のように規約を定め、東濃5市消防通信指令事務協議会を設置するものとする。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

東濃5市消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、消防通信指令に関する事務を消防通信指令施設において共同して管理し、及び執行することにより、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、もって消防事務の高度化による消防力の強化を図ることを目的とする。

（協議会等の名称）

第2条 協議会は、東濃5市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）という。

2 消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行する施設は、東濃5市消防指令センターという。

（協議会を設ける市）

第3条 協議会は、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信

統制及び情報の収集伝達の事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、瑞浪市北小田町2丁目176番地の2東濃5市消防指令センター内に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長及び委員9人をもってこれを組織する。

（会長）

第7条 会長は、関係市の消防長の職にある者（以下「各消防長」という。）のうちから、関係市の長が、その協議により選任する。

2 会長は、非常勤とする。

（委員）

第8条 委員は、各消防長（会長である者を除く。）及び各消防長が指名する者のうちから、関係市の長が、その協議により選任する。

2 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

（職員）

第10条 担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間における配分については、関係市の長が協議により、これを定める。

2 各消防長は、それぞれの消防職員のうちから、当該消防長が所属する市の長の承認を得て、前項の規定により配分された定数の職員を選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員を選任した消防長の職にある者に意見を聴き、その解任を求めることができる。

（事務処理のための組織）

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事

務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会は、担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、当該担当事務に関する瑞浪市の条例等(条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。)を関係市の当該担当事務に関する条例等とみなして、当該担当事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 瑞浪市は、担当事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係市(瑞浪市を除く。次項及び次条第3項において同じ。)と協議しなければならない。

3 瑞浪市長は、担当事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を関係市の長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担当事務の管理及び執行に要する経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 関係市は、前項の規定による負担金を、瑞浪市に納付しなければならない。

い。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担当事務の用に供する財産は、関係市が協議して取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する瑞浪市の条例等を関係市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による財産の管理について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「担当事務」とあるのは「担当事務の用に供する財産の管理」と読み替えるものとする。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会の解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年12月6日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の日から令和8年3月31日までの期間においては、第4条の規定中「の事務」とあるのは「の準備に関する事務」とする。

2 前項に規定する期間において、第5条の規定にかかわらず、同条中「瑞浪市北小田町2丁目176番地の2東濃5市消防指令センター」とあるのは、「瑞浪市土岐町112番地の1瑞浪市消防本部」とする。

議第 6 7 号

令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
東濃5市消防指令センター建設設計委託料	令和4年度から 令和5年度まで	55,000
東濃5市消防指令センターシステム設計委託料(共通分)	令和4年度から 令和5年度まで	12,600
東濃5市消防指令センターシステム設計委託料(単独分)	令和4年度から 令和5年度まで	650

議第68号

令和4年度瑞浪市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度瑞浪市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,577,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 既定の繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 既定の債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,524,842	200,323	3,725,165
	1 地方交付税	3,524,842	200,323	3,725,165
15 国庫支出金		2,461,005	66,356	2,527,361
	1 国庫負担金	1,386,321	10,403	1,396,724
	2 国庫補助金	1,065,163	56,754	1,121,917
	3 委託金	9,521	△801	8,720
16 県支出金		1,053,120	10,275	1,063,395
	1 県負担金	590,273	5,201	595,474
	2 県補助金	369,940	5,074	375,014
17 財産収入		78,846	7,111	85,957
	1 財産収入 財運用収入	76,625	596	77,221
	2 財産収入 財売払収入	2,221	6,515	8,736
18 寄附金		250,160	20,360	270,520
	1 寄附金	250,160	20,360	270,520
19 繰入金		1,328,347	△194,725	1,133,622
	1 基金繰入金	1,299,494	△188,533	1,110,961
	2 財産区 繰入金	28,853	△6,192	22,661
21 諸収入		285,851	4,400	290,251
	4 雑入	175,082	4,400	179,482
22 市債		784,300	△2,500	781,800
	1 市債	784,300	△2,500	781,800
歳入合計		17,466,100	111,600	17,577,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,036,548	64,129	3,100,677
	1 総務管理費	2,610,539	73,821	2,684,360
	3 戸籍住民 基本台帳費	117,032	△3,500	113,532
	4 選挙費	82,304	△6,192	76,112

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,543,089	15,889	5,558,978
	1 社会福祉費	2,999,806	51,301	3,051,107
	2 児童福祉費	2,319,101	△35,412	2,283,689
4 衛生費		1,805,315	12,320	1,817,635
	1 保健衛生費	814,589	10,095	824,684
	2 清掃費	866,506	5,600	872,106
	3 環境費	124,220	△3,375	120,845
5 労働費		14,930	500	15,430
	1 労働諸費	14,930	500	15,430
6 農林水産業費		546,484	18,100	564,584
	1 農業費	496,789	18,100	514,889
7 商工費		781,102	△68,000	713,102
	1 商工費	781,102	△68,000	713,102
8 土木費		1,359,464	△12,090	1,347,374
	1 土木管理費	54,696	1,900	56,596
	2 道路橋梁費	784,086	67,924	852,010
	3 河川費	188,608	△87,000	101,608
	4 都市計画費	230,811	4,786	235,597
	5 住宅費	101,263	300	101,563
9 消防費		613,529	△5,691	607,838
	1 消防費	613,529	△5,691	607,838
10 教育費		1,501,714	68,043	1,569,757
	1 教育総務費	291,129	△7,989	283,140
	2 小学校費	185,665	70,932	256,597
	3 中学校費	161,482	△1,644	159,838
	4 幼稚園費	191,653	△9,600	182,053
	5 社会教育費	387,887	1,532	389,419
	6 保健体育費	283,898	14,812	298,710
13 諸支出金		517,704	18,400	536,104
	1 公営企業費	517,704	18,400	536,104
歳出合計		17,466,100	111,600	17,577,700

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋梁費	工場用地造成関連 道路整備事業	267,400	令和4年度	0
				令和5年度	107,900
				令和6年度	159,500

第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道等整備交付金事業	189,000
8 土木費	4 都市計画費	狭あい道路整備等促進事業	11,500
10 教育費	2 小学校費	瑞浪小学校改修事業	70,000
10 教育費	5 社会教育費	釜戸公民館空調改修事業	1,750

第4表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
定例会等会議録作成委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,500
議会広報印刷製本費	令和4年度から 令和5年度まで	1,300
指定物品等購入費	令和4年度から 令和5年度まで	8,100
郵便料金計器保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	176
両面印刷機保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	148
入札参加資格審査業務共同 アウトソーシング業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	600
広報みずなみ印刷製本費	令和4年度から 令和5年度まで	6,600
広報みずなみ梱包委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,300
広報みずなみ配布委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,200
市勢要覧作成業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,500
庁舎自家用電気工作物 保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	719
庁舎足拭きマット等賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	549
庁舎観葉植物賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	212
電話設備保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	759
情報処理業務委託料(単価契約)	令和4年度から 令和5年度まで	18,500
県域統合型GISシステム使用料	令和4年度から 令和5年度まで	500
瑞浪市公式ホームページ保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,400
メールマガジン配信システム使用料	令和4年度から 令和5年度まで	900
多言語翻訳ソフト使用料	令和4年度から 令和5年度まで	500

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動釣銭機保守委託料	令和4年度から 令和9年度まで	700
オンライン申請システム使用料	令和4年度から 令和5年度まで	1,400
総合案内型AIチャット ポットサービス使用料	令和4年度から 令和5年度まで	400
RPA及びAI-OCRツール使用料	令和4年度から 令和5年度まで	7,100
ふるさとみずなみ応援寄附金 返礼品管理等手数料(A)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の40%の 及び寄附者への 配送料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 返礼品管理等手数料(B)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の12%に 消費税相当額を加えた 額、寄附者への返礼品 及び配送料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 返礼品管理等手数料(C)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の4%に 消費税相当額を加えた 額、寄附者への返礼品 及び配送料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料(A)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の1%の額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料(B)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の1%に 消費税相当額を加えた 額及び基本料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料(C)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の2.5% 又は3.5%に消費税 相当額を加えた額 及び基本料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受領証明書等送付代行手数料	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金受付件数に 137円/件又は161円/件 を乗じて得た額に 消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(A)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の10%に 消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(B)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の9%に 消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(C)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の10% 又は12%の合計額に 消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(D)	令和4年度から 令和5年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の8%に 消費税相当額を加えた額
電子預貯金等調査システム使用料	令和4年度から 令和5年度まで	200
住民税申告受付支援システム保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	330
総合行政情報システム保守委託料 (住民税年金特別徴収分)	令和4年度から 令和5年度まで	370

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
行政ファックス保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	100
住基ネット統合端末機器保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	52
マイナンバーカード等裏書 プリンター保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	71
IC旅券用交付窓口端末機保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	33
戸籍事務遠隔入力業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	264
戸籍電子書籍閲覧サービス使用料	令和4年度から 令和5年度まで	300
戸籍システムクラウド利用料	令和4年度から 令和5年度まで	6,750
県議会議員選挙ポスター掲示場 設置、管理及び撤去業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,000
県議会議員選挙投票用紙 読取分類機設定等業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	200
県議会議員選挙投票用紙交付機・ 計数機・読取分類機点検委託料	令和4年度から 令和5年度まで	400
生活困窮者自立支援事業委託料	令和4年度から 令和5年度まで	12,000
高齢者移送サービス業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	50
高齢者中核機関運営業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,679
在宅老人短期入所委託料	令和4年度から 令和5年度まで	250
障害者中核機関運営業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,679
障害者意思疎通支援事業委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,200
母子健康手帳アプリ使用料	令和4年度から 令和5年度まで	330
子育て短期支援事業委託料	令和4年度から 令和5年度まで	292
ひとり親家庭学習支援事業委託料	令和4年度から 令和5年度まで	3,000
幼稚園ICTシステム使用料	令和4年度から 令和5年度まで	2,904

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
幼稚園給食栄養管理システム保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	41
衛生害虫等の生息調査 及び防除業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,300
管外保育所入所委託料	令和4年度から 令和5年度まで	14,000
病児・病後児保育事業委託料	令和4年度から 令和5年度まで	4,500
千寿の里愛保育園入所児童委託料	令和4年度から 令和5年度まで	104,000
中京こども園入所児童委託料	令和4年度から 令和5年度まで	104,000
せいわ保育園入所児童委託料	令和4年度から 令和5年度まで	82,000
生活保護レセプト点検委託料	令和4年度から 令和5年度まで	396
妊産婦健康診査委託料	令和4年度から 令和5年度まで	29,328
産後ケア業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	624
健康管理システム使用料	令和4年度から 令和5年度まで	241
健康づくり計画策定業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,788
ごみ袋購入費	令和4年度から 令和5年度まで	30,000
資源・ごみ分別アプリ使用料	令和4年度から 令和5年度まで	190
不燃物最終処分場 不燃物選別・受付業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	4,600
不燃物最終処分場浸出水 不処理施設管理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	3,000
不燃物最終処分場浸出水 不処理施設設備診断業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,500
不燃物最終処分場浸出水及び 地下水水質検査業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,200
焼却施設溶融炉燃料費(LPガス)	令和4年度から 令和5年度まで	34,000
焼却施設管理運営委託料	令和4年度から 令和5年度まで	185,000

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
焼却施設機能検査業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	3,300
可燃ごみ収集業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	51,400
し尿収集運搬業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	41,000
勤労者生活安定資金預託金	令和4年度から 令和5年度まで	22
勤労者住宅資金預託金	令和4年度から 令和5年度まで	3,259
農地基本台帳管理システム 保守管理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	165
農業振興地域整備計画更新業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,500
農産物等直売所指定管理料 (規模拡大分等)	令和4年度から 令和8年度まで	20,000
農産物等直売所自家用電気 工作物保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	300
釜戸駅乗車券販売業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,400
小口融資預託金	令和4年度から 令和5年度まで	100,000
鬼岩ドライブイン公衆トイレ 浄化槽保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	343
鬼岩ドライブイン公衆トイレ 清掃管理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	990
東海自然歩道大久後公衆トイレ 保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	165
市道等補修業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	23,000
市道等草刈等業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	4,000
猿爪川水位警報システムサーバー利用料	令和4年度から 令和5年度まで	80
小里川ダムトイレ清掃業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	115
地域交流センター附属駐車場 保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	660
瑞浪駅周辺公共施設清掃業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	800

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
瑞浪駅周辺迷惑駐車及び迷惑車両確認業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	400
都市計画マスタープラン策定業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	7,000
市民公園(東部)管理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	13,300
市民公園(西部)管理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	19,000
都市公園維持管理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	720
緊急・安否(職員参集)メールシステム使用料	令和4年度から 令和5年度まで	264
児童生徒各種検査業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,694
英語指導業務委託料	令和4年度から 令和7年度まで	63,100
教育みずなみ印刷製本費	令和4年度から 令和5年度まで	407
瑞浪小学校カラー印刷機保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	220
土岐小学校カラー印刷機保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	154
土岐小学校カラー印刷機賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	64
小学校浄化槽保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	649
小学校ダムウェーター保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	801
小学校インターネット接続システム機器保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,081
児童生徒教職員健康診断業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	3,836
学校歯科健診入力システム使用料	令和4年度から 令和5年度まで	242
小学校ICT支援員委託料	令和4年度から 令和5年度まで	10,500
瑞浪中学校カラー印刷機保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	220
瑞浪北中学校カラー印刷機保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	220

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
中学校浄化槽保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	98
中学校ダムウエータール 保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	229
中学校インターネット接続 システム機器保守委託料	令和4年度から 令和5年度まで	464
中学校デジタル教材購入費	令和4年度から 令和5年度まで	842
中学校ICT支援員委託料	令和4年度から 令和5年度まで	4,500
総合文化センター夜間受付業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,350
中央公民館自主事業公演委託料	令和4年度から 令和5年度まで	500
市民図書館図書購入費	令和4年度から 令和5年度まで	8,000
こいのぼり祭イベント業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	3,200
体育施設ナイター管理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,200
樽の上野球場トイレ清掃業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	110
日吉スポーツ施設トイレ清掃業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	280
市民体育館夜間受付業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	1,400
市民体育館清掃業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	5,100
市民体育館エレベーター 保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	500
トレーニング室管理運営業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	2,800
トレーニング室受付 システム保守管理委託料	令和4年度から 令和5年度まで	200
スポーツ施設自家用電気 工作物保安管理委託料	令和4年度から 令和5年度まで	600
学校給食センターLSA重油購入費	令和4年度から 令和5年度まで	3,344
一般廃棄物処理業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	689

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
食 品 リ サ イ ク ル 処 理 業 務 委 託 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	1,025

第5表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
瑞浪小学校改修事業	24,700	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
猿爪川浸水対策事業	54,000	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営事業負担金事業 (県営ため池等整備事業)	9,900	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	9,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
市道等整備 交付金事業	136,500				163,500			

議第69号

令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,860,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		401,900	△27,100	374,800
	1 一般会計繰入金	272,500	△4,100	268,400
	2 基金繰入金	129,400	△23,000	106,400
6 繰越金		28,900	5,100	34,000
	1 繰越金	28,900	5,100	34,000
歳入合計		3,882,900	△22,000	3,860,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		76,857	△4,100	72,757
	1 総務管理費	76,857	△4,100	72,757
3 国民健康保険事業費納付金		1,025,638	△26,000	999,638
	1 医療給付費分	738,650	△24,000	714,650
	2 後期高齢者支援金等分	216,508	△5,000	211,508
	3 介護納付金分	70,480	3,000	73,480
5 基金積立金		160	7,000	7,160
	1 基金積立金	160	7,000	7,160
6 諸支出金		23,300	1,100	24,400
	1 償還金及び還付加算金	23,300	1,100	24,400
7 予備費		5,000	0	5,000
	1 予備費	5,000	0	5,000
歳出合計		3,882,900	△22,000	3,860,900

議第70号

令和4年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,681,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		832,405	1,129	833,534
	2 国庫補助金	238,166	1,129	239,295
8 繰越金		70,150	44,271	114,421
	1 繰越金	70,150	44,271	114,421
歳入合計		3,636,000	45,400	3,681,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		334	45,400	45,734
	1 基金積立金	334	45,400	45,734
4 地域支援費 事業費		163,611	0	163,611
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	100,376	0	100,376
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	55,968	0	55,968
歳出合計		3,636,000	45,400	3,681,400

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
緊急通報装置保守管理委託料	令和4年度から 令和5年度まで	53

議第71号

令和4年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		500	4,200	4,700
	1 繰越金	500	4,200	4,700
歳入合計		24,200	4,200	28,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		12,151	722	12,873
	1 駐車場管理費	12,151	722	12,873
3 基金積立金		500	3,478	3,978
	1 基金積立金	500	3,478	3,978
歳出合計		24,200	4,200	28,400

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
浪花駐車場管理業務委託料(清掃業務)	令和4年度から 令和5年度まで	170

議第72号

令和4年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	1,088,400千円	13,000千円	1,101,400千円
第2項 営業外収益	163,479千円	13,000千円	176,479千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,066,900千円	13,000千円	1,079,900千円
第1項 営業費用	1,036,136千円	13,000千円	1,049,136千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり追加及び変更する。

（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
ハンディターミナル用紙印刷製本費	令和4年度から 令和5年度まで	400
仮設配管賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	1,700

（変更）

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
検針業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	9,900	補正前に同じ	12,000

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中「9,054千円」を「22,054千円」に改める。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

議第73号

令和4年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,316,800千円	13,200千円	1,330,000千円
第1項 営業収益	552,731千円	3,000千円	555,731千円
第2項 営業外収益	764,069千円	10,200千円	774,269千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,302,700千円	13,200千円	1,315,900千円
第1項 営業費用	1,198,965千円	20,360千円	1,219,325千円
第2項 営業外費用	101,570千円	△7,160千円	94,410千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「及び損益勘定留保資金343,972千円」を「、損益勘定留保資金307,138千円及び繰越工事資金36,834千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	435,600千円	△800千円	434,800千円
第3項 出資金	171,150千円	△800千円	170,350千円
	支 出		
第1款 資本的支出	795,400千円	△800千円	794,600千円
第1項 建設改良費	272,416千円	△800千円	271,616千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり変更する。

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
マンホールポンプ 点検・清掃業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	6,100	補正前に同じ	6,300
薬 品 購 入 費	令和4年度から 令和5年度まで	14,000	補正前に同じ	17,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 109,510千円 △1,620千円 107,890千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「17,319千円」を「17,826千円」に改める。

令和4年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

